平成２６年（フ）第２号
愛知県豊川市為当町後田76番地　エクセル後田Ａ棟103号
債務者　深見　道一
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１号
島根県出雲市西園町362番地
債務者　栗原　美佳
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５５０号
川崎市川崎区川中島１丁目５番２―601号　セントヒルズ川崎大師
債務者　本多　和成
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５６号
川崎市宮前区平３丁目22番３号、住民票上の住所川崎市宮前区平３丁目22番５号
債務者　藤原　和美（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
川崎市川崎区下並木15―５　さつき12号、住民票上の住所川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎６―605
債務者　黒沼　克彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６６号
川崎市高津区子母口494番地１　ＳＫビル305、申立時の住所川崎市中原区下新城２丁目４番23号　メゾン山重13―1305
債務者　国吉　　司
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
川崎市高津区子母口494番地１　ＳＫビル305、申立時の住所川崎市中原区下新城２丁目４番23号　メゾン山重13―1305
債務者　国吉美帆子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
川崎市中原区下新城２丁目２番27号　ストーク新城101
債務者　豊島　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８４号
川崎市川崎区京町３丁目14番２―706号　市営住宅
債務者　谷代　晃伸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
川崎市麻生区百合丘１丁目８番地21　メゾンサンシャイン百合ヶ丘201
債務者　桶田　麗子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1350番地　第一山王ハイツ203
債務者　長田　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３６号
川崎市多摩区枡形１丁目21番２―403号　生田明王台ハイツＢ棟
債務者　林　　昭子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始中更正

平成２５年（フ）第７４６号
仙台市太白区泉崎２丁目１番５号
破産者　株式会社エム・ビジョン
代表者代表取締役　小原實比等
1　主文　当裁判所が平成25年12月19日午後５時になした破産手続開始決定中、「小原寛比等」とあるのを「小原實比等」と更正する。
2　決定年月日　平成26年１月20日
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２９８号
千葉県市原市瀬又875番地11
破産者　秦　　俊彦
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係